授業案④　15歳以下インターネット禁止法を考える

１　対象

中学生

２　獲得目標

・法の必要性を理解する。

・自分に適用される法が不合理であるかどうかを論理的に説明する能力を身に付ける。

・自分に適用される法が不合理な場合、法の改正・廃止のプロセスについて学ぶ。

３　本授業案の意義

本授業は、身近にあるインターネットが規制されるという権利の制約を感じ、その制約が不合理かどうか、不合理であるとして法に従うべきなのかどうかなどを考えてもらう授業である。

法に対して説得的に批判を述べる能力は民主主義社会において非常に重要なものである。時代の変化と共に法も変化していくものであり、今後の日本を担っていく子どもたちにはぜひ、法を身近に感じ、説得力のある批判をすることができる能力を養ってほしいと思い、本授業案を作成した。

４　授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	○生徒の趣味を聞く ○日ごろ余暇に何をしているか、友人と何をしているかという質問 ○直接的に、「皆さんは、日ごろインターネットをどのように利用しているのか。」という質問もあり得る。 ○インターネットがないとどうなってしまうか。社会におけるインターネットの役割について考えてみよう。 ○インターネットを利用することによるメリットや利点にはどのようなものがあるか。	⇒YouTube、友達とＬＩＮＥ、ＳＮＳ等インターネットを利用する趣味の回答を待つ。 ⇒全世界の人と瞬時につながることができて、社会を支える重要なもの 　知らない情報をすぐに調べることができる重要なもの 　いろいろな人と出会って会話したり、人の考えを聞いたり自分の考えを伝えたりできる。 ⇒詐欺や闇バイトなど犯罪の人ともつながってしまう。 ・情報が正しいかどうか分からない ・楽しくてのめり込んでしまい、時間を忘れてしまう。

	○インターネットにはどのような弊害があると思うか。	
展開1 10分	○（資料を説明する。）今日皆さんには、この法律が皆さんの権利を不当に制約するものかどうかについて検討してもらいたいと思います。ただ、「こんな法律はおかしい」と批判しても説得力がありません。そこで、法を批判するときのポイントについて説明します。 ○何かしらの目的を達成するために、一定の行為や権利を制限するというきまり（法律）ができたとしましょう。その権利を規制するきまり（法律）が不当かどうかということを考える際には、「必要性」と「許容性」があるかという視点から検討することがよくあります。 1つめの「必要性」は、法律がどのような目的で今回のような規制をしているのかです。例えば、差別を目的としていたりする場合などは、そのような目的で人の行動を制約すること自体そもそもおかしいということになります。 2つめの「許容性」は、法律による制約が、目的を達成する手段として合理的かどうかです。その制約をすることで目的を達成することができるのか、制約が「やり過ぎ」となっていないか、その手段より良い手段はないのかという点を考える必要があります。 ○では、この法律が皆さんの権利を不当に制約するものか、それともこの制約は許されるかについて班で検討してください。	法律制定の経緯、法律の内容を共に確認し、クラス全体で法律の目的、内容について共有する。 法律の読み方を知らない生徒のために、経緯、第1条及び第2条を講師が読み上げることもあり得る。 「法律」と「条例」という言葉が出てくるものの、この言葉の違いで混乱しないよう、「きまり」や「ルール」という言葉に置き換えて説明することもあり得る。 目的と手段から考える視点を伝える。 正解はないこと、自分なりの意見を持つことが重要であることを伝える。
検討 18分	○15歳以下のインターネットの利用を制限する法律について簡単に説明する。 ○班ごとに検討を始める。 右記のとおり、検討の視点は自由であり、もしも自分がこのような制約を受ける立場になったときに、どのような気持ちになるのかという点から考えてもらうこと 不満を持つ場合、規制自体に対する不満なのか、一部の規制に対する不満なのかといった自分がどのような点に不満を持っているのか、その条例をどうしたら自分の不満が解消するのかといった視点から考えること　仮にインターネットの利用を一定程度に制限しなければいけないという前提に立つと、どのような制約であれば、納得が得られると思う？と発問をすることで、各人の問題意識を明らかにさせることが考えられる。	議論のポイント ・目的自体は正当と思われる。 ・パターナリズムによる規制であること ・「インターネット」という広い規制であり、「ネットゲーム」に限定すべき可能性があること ・利用時間を60分と制限することが過度な制約とも思われること ・18歳以下ではなく、15歳以下とする理由が不明であること ・罰則が重すぎると思われること
発表 7分	○班ごとに特に問題があると思った点を発表をしてもらい、なぜその点が特に問題があると考えたのかを発表してもらう。	適宜講師側で意見について講評をする。

まとめ 5分	○ルールは基本的に守るものとされています。なぜ守らなければならないのでしょうか。ルールが適用される人の中で議論して決められているからこそ、自分たちが決めたことは守るべきというルールを守る正当性が生まれると考えられています。 ○いま皆さんに考えてもらったように、法律や条例などのきまりも無制限に決めることができるものではなく、合理的なものである必要があります。そして、合理的かどうかの一つの考え方が、「必要性」と「許容性」の観点から考えてみるということです。原則として、皆さんには様々な自由があり、その自由を制約することが許されるかという問題ですから、常に、そのきまりは、「必要性」があり、「許容性」があることが求められるのです。皆さんの身の回りには、様々なきまりがあります。そのきまりを先ほどのような観点から検討することによって、私たちの自由の確保とより良いきまりの両立を図ることができるのではないでしょうか。 ○今ある法律や条例といったルールについて、その法律が守ろうとしているものは何なのか、手段として適切なのかという視点で社会の中で生きて行ってほしい。	全てのルールが不合理なわけではないこと。不合理なルールがなぜ生まれるのかという点を知る。 ルールそれ自体の合理性について常に検証する必要があるという視点の提示。 例１：野球のピッチングクロック（一定時間内に投球動作に入らなければならないというルール）には、投手のケガを招くという指摘がある。 例２：女子の制服について、スカートに限定する校則が、スラックスでも可というものに変化している学校がある。 ルールは法だけではなく様々な場面にあることを意識してもらう。

【資料】

『15歳以下の人のインターネットの利用を制限する法律』

第１　法律を作った経緯・目的

インターネットの過剰な利用により、以下のような社会問題が発生している。

①子どもの学力低下や体力低下をもたらすこと

②引きこもりや睡眠障害、視力障害などを引き起こすこと

③ＷＨＯ（世界保健機関）においても「ゲーム障害」が正式に病気と認定されたこと

④インターネット上のオンラインゲームについて、15歳以下の子どもの依存症が増えていること

⑤子どもがインターネットを過度に利用することで親子関係が薄くなっていること

こうした点を踏まえて、子どもたちをインターネット依存症から守る目的で本法律を制定するものである。

第２　法律の内容

第１条（目的）

この法律は、保護者が、15歳以下の子どもをインターネット依存症（インターネットにのめり込むことにより、日常生活または社会生活に支障が生じている状態をいう。）から守る責任を有することを自覚させ、子どもたちの健やかな成長を目的とする。

第２条（保護者の責務）

１　保護者は、15歳以下の子どものインターネットの利用時間を1日あたりの利用時間を60分（学校等の休業日にあっては、90分）に制限しなければならない

２　保護者は、15歳以下の子どものインターネットの利用（ただし、家庭との連絡及び学習に必要な検索等を除く。）について、午後9時までとしなければならない

３　保護者は、子どもがインターネット依存症におちいる危険性があると感じた場合には、すみやかに、学校またはインターネット依存症対策に関連する業務に従事する者等に相談しなければならない。

第３条（罰則）

第2条の規定に違反したことが判明した場合、その保護者を、10万円以下の罰金に処する。